

積算参考資料 (工事)

工事主管課 建設水道部土木課

1 概要

工事名 令和2年度 道適管(2工区)豊幡線舗装工事

工事場所 宇佐市大字 大塚

2 工事概要

名称・規格

数量

延長

L=470.0m

幅員

W=6.0~6.1m

舗装工

アスファルト舗装工 t=4cm

A=2850m²

路盤工

路上路盤再生工

A=690m²

3 工種区分 舗装工事

4 参考歩掛書 土木工事標準歩掛 歩掛適用年月日 令和元年7月

5 単価適用年月日 令和2年6月 大分県土木建築部土木工事積算単価

6 施工時間制約の有無 有 無

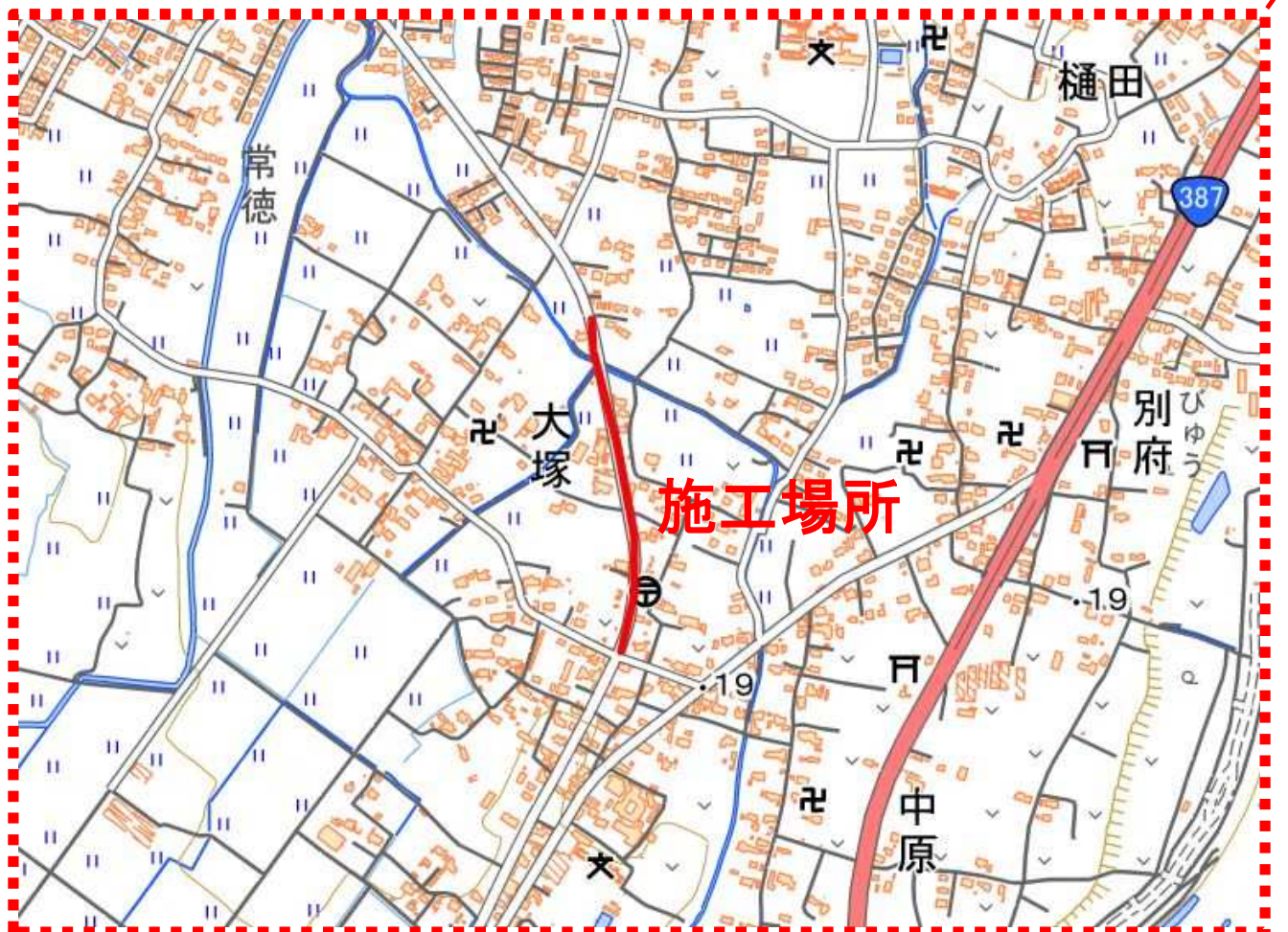
7 時間的制約の有無 有 無

8 イメージアップの有無 有 無

9 留意事項

- (1) 参考資料は、発注者が用いた積算資料を、参考として提示するものである。
- (2) 別紙仕様書、現場説明書参照のこと。
- (3) 現場代理人、主任技術者及び監理技術者の配置等については、建設業法第19条の2、同法第26条及び同法第26条の2に定めるところによるものとする。
- (4) 建設業法に定める経營業務の管理責任者、営業所の専任技術者、建築士事務所を管理する建築士(管理建築士)及び専任の宅地建物取引主任者等の他の法律により特定の事務所等において専任を要するとされている者は、現場代理人として配置できない。また専任の主任技術者又は専任の監理技術者としても配置できない。
- (5) 受注者は、建設資材を調達する場合には、宇佐市内で産出、生産または製造されたものを優先して使用すること。

位置図



特記仕様書

第 1 条 土木工事共通仕様書の適用

本工事の施工に当たっては、この特記仕様書によるほか、下記の各項に基づき実施しなければならない。

- 1 土木工事共通仕様書(令和2年4月)
- 2 区画線設置工事共通仕様書(平成23年10月) ※必要に応じて記載
- 3 植栽工事共通仕様書(平成23年10月) ※必要に応じて記載
- 4 土木工事の施工管理基準及び規格値(令和元年10月)
- 5 その他関連資料()

※ 土木工事共通仕様書等については、大分県ホームページ内
(<http://www.pref.oita.jp/soshiki/18720/>)にて掲載している。

第 2 条 指示・承諾・協議

承諾又は協議を要する事項については、別紙様式により行うものとする。

※ 工事打合せ簿の電子データは、宇佐市ホームページ内
(<http://www.city.usa.oita.jp/soshiki/7/454.html>)にて掲載している。

指示を要する事項については、別紙様式(監督員指示書)により行うものとする。

第 3 条 下請負人の選定

受注者は、指名停止期間中の者を下請人とすることはできない。

第 4 条 再生資材等の利用

本工事においては、原則として再生資材等を利用することとする。

第 5 条 材料及び製品の使用承諾

本工事で使用する材料については、監督員の承諾を得ること。

※ 生コンクリート、コンクリート二次製品及び鋼材等の使用承諾については、大分県ホームページ内
(<http://www.pref.oita.jp/soshiki/18700/tokki-syorui.html>)に掲載している資料を参考とすること。

第 6 条 暴力団等の契約からの排除

- 1 受注者は、次の①から⑦のいずれかに該当してはならず、契約締結後に該当することが確認された場合は、約款第48条に規定する契約解除要件に該当するため注意すること。
また、落札者が次の①から⑤のいずれかに該当することが確認された場合は、その者と契約を締結しない。

- ① 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この条において「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- ② 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ⑥ この契約に関し、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ⑦ この契約に関し、受注者が、①から⑤までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(⑥に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

- 2 下請契約等の相手方に対しても、上記1の趣旨について周知すること。

第 7 条 現場代理人の工事現場への常駐

現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐しなければならない。

ただし、発注者との連絡体制が確保され、かつ、次の1に該当する期間において、発注者が認めた場合には工事現場への常駐を要しない。

- 1 工事現場が稼働していない期間
 - ① 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。
 - ② 約款第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間。
 - ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。
 - ④ 上記のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

第 8 条 主任(監理)技術者の要件及び専任を要する期間等

- 1 本工事の落札者は、建設業法第26条に定める主任(監理)技術者として、直接的な雇用関係を有する者を配置しなければならない。なお、配置期間は工期の始期日から目的物引渡の日までとする。
また、落札価格(税込)が3,500万円以上の場合においては、入札の申込みがあった日(指名競争入札に付す場合であつて入札の申込みを伴わないものにあつては入札の執行日、随意契約による場合にあつては見積書の提出のあつた日)(以下、「入札の申込みがあった日等」という。)以前3箇月以上前に雇用された者を本工事に専任で配置しなければならない。
ただし、配置技術者の専任期間については、契約工期を原則とし、次のとおり取り扱う。
 - ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、配置技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との協議において定める。
 - ② 配置技術者は、原則として完成期限まで工事現場への専任を要するものとするが、完成期限までに検査が終了した場合(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)については、その後の事務手続、後片付け等の期間における工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日とは、発注者が工事の完成を確認した日(検査結果通知書における検査年月日)とする。
 - ③ 専任で配置する主任技術者は、本工事と近接工事(諸経費調整を行う工事に限る)が密接な関係にある場合に限り、兼任を認める場合がある。
- 2 本工事の落札者は、主任技術者等選任通知事務処理要領に基づき、「現場代理人及び主任(監理)技術者等選任(変更)通知書」を落札決定から7日以内に発注者に提出すること。提出については、当該配置技術者と直接的な雇用関係を有すること又は、入札の申込みがあった日等以前3箇月以上前に雇用された者であることを証する客観的資料として、健康保険被保険者証等の写しを添付しなければならない。
- 3 本工事の落札者が、上記要件を満たす主任(監理)技術者を配置できない場合は、契約を締結しないこととなるため、契約辞退届を発注者へ提出すること。
また、落札決定後上記要件を満たす主任(監理)技術者を配置できずに契約の締結ができないときは、「大分県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領」に基づき、指名停止措置となることがある。

第 9 条 市内業者の活用

- 1 受注者は、下請契約を締結する場合には、当該下請契約の相手方を宇佐市内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するよう努めること。
- 2 受注者は、本工事に使用する建設資材を調達する場合には、宇佐市内で産出、生産又は製造されたものを優先して使用するよう努めること。

第 10 条 工事数量総括表

本工事における工事数量は、別紙「工事数量総括表」のとおりとする。
なお、工事数量の変更が生じた場合は、監督員と協議のうえ、契約変更の対象とすることができるものとする。

第 11 条 確認、段階確認及び立会

受注者は、下記の工種の段階においては確認、段階確認及び立会を受けなければならない。この際、受注者は種別、細別、確認の予定時期を監督員に書面により報告しなければならない。ただし、確認、段階確認及び立会の実施時期及び実施箇所は監督員が定めるものとする。
なお、段階確認は受注者が事前に確認した後に行うことを原則とする。

種 別	工 種	細 別	確 認 時 期
舗装	舗装工	表層	着工前

第 12 条 宇佐市建設工事請負契約における設計変更ガイドラインの適用

宇佐市が発注する建設工事については、「宇佐市建設工事請負契約における設計変更ガイドライン」に基づき照査等を行うものとする。

※ 宇佐市建設工事請負契約における設計変更ガイドラインについては、宇佐市ホームページ内(<http://www.city.usa.oita.jp/soshiki/7/31971.html>)にて掲載している。

第 16 条 縮小図面の添付

本設計図書には、A-3サイズに縮小した図面を添付している。受注者には、契約後すみやかに原図等を貸し与える。

また、本設計図書に添付している図面に「縮小版」と明記されている図面については、記載されている縮尺値が実際と異なるため、注意すること。

第 18 条 建設副産物の処理

本工事の受注者は「建設副産物適正処理推進要綱の改正について(国土交通事務次官通達、平成14年5月30日)」、「公共建設工事における再生資源活用の当面の運用について(平成14年5月30日)」を遵守して「再生資源利用計画書(様式1・イ)」及び「再生資源利用促進計画書(様式2・ロ)」を「建設副産物情報交換システム(COBRIS入力システム)(以下「システム」という)」で作成し、施工計画書に添付のうえ、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図ること。

工事施工中に「再生資源利用計画書(様式1・イ)」及び「再生資源利用促進計画書(様式2・ロ)」に記載されている、再生特定建設資材及び再資源化予定の建設副産物を再生利用ができなくなる場合は、「理由書」を作成し監督員に協議しなければならない。

工事完了後には速やかにシステムにデータの入力を行い、「再生資源利用実施書(様式1)」「再生資源利用促進実施書(様式2)」及び工事登録証明書(COBRISシステムにより出力)を監督員に提出するものとする。

なお、収集、運搬、処分いずれか又は全部を他に委託する場合は、知事の許可を受けた処理業者に限るものとする。

- ※ 「COBRIS入力システム」については、建設副産物情報センターのホームページから利用できる。
URL:<http://www.recycle.jacic.or.jp/index.html>

第 19 条 建設発生土の処理

建設発生土の処理は前条(建設副産物の処理)によるほか、下記のとおりとする。

- 1 受注者は、「大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例(平成18年11月1日施行。以下「土砂条例」という)」の主旨を尊重し、公共工事において発生する建設発生土の適切な処理を行うことにより、生活環境の保全に努めるものとする。
なお、「建設発生土等の有効利用に関する行動計画(国土交通省平成15年10月)」に沿って、建設発生土の工事間利用を促進することを原則とする。
- 2 土砂条例における「特定事業」とは土砂等のたい積行為に供する区域以外の場所から採取された土砂等を使用し、たい積行為を行う事業であって、土砂等のたい積行為に供する区域の面積が3,000㎡以上であるものをいう。
- 3 受注者は、建設発生土の搬出を伴う工事の施工に際しては、前条(建設副産物の処理)により、搬出先について密に発注者と協議を行うものとする。
- 4 受注者は、土砂条例における特定事業場へ土砂等を搬出する場合、搬出に先立って、土砂条例第14条の規定による同条例規則第7号様式「採取元証明書」を作成し特定事業の事業者提出するものとする。
なお、監督員の指示により土壌調査を行った場合、もしくは5,000m³以上の建設発生土を搬入する場合は、土砂条例第14条の規定による「安全基準適合証明書」(同条例規則第2号様式「検査試料採取調書」及び当該検査に係る計量証明書(計量法第107条の登録を受けた計量証明事業者が交付したものに限り)を添付するものとする。
- 5 受注者は、特定事業の事業者提出した上記4)の書類の写しを、監督員に提出するものとする。
- 6 受注者は、工事中に建設発生土を「再生資源利用促進計画書」に記載した搬出先以外の場所に搬出する必要が生じた場合、速やかに「理由書」を作成し発注者に協議を行うとともに、上記3)～5)を行うものとする。
- 7 受注者は、特定事業場へ搬出する場合、特定事業場の区域内において当該工事から搬出した建設発生土と他の土砂が区分できるように努めるものとする。

- ※ 「検査試料採取調書」「採取元証明書」の様式(電子ファイル)は、大分県ホームページ内(<http://www.pref.oita.jp/soshiki/18700/tokki-syorui.html>)に掲載している。

第 20 条 建設リサイクル法の適用

本工事は建設リサイクル法に基づき、特定建設資材(コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート)にかかる分別解体・再資源化等を遵守するとともに、工事着手にあたってはあらかじめ届出書、説明書及び分別解体等の計画書面を作成し、監督員への説明及び確認を受けて提出すること。また、特定建設資材の廃棄物の再資源化が完了したときは、発注者に書面で報告すること。

対象建設工事の受注者は、当該工事の全部又は一部を他の建設業者に請け負わせようとするときは、他の建設業者に説明書及び分別解体等の計画書面に記載した事項を告げなければならない。

積算条件説明書

- ・積算条件説明書は、予定価格を算出する上で発注者が想定している施工方法や仮設工、使用機械などのうち、任意仮設や任意施工として取り扱うものについて、入札参加者へ周知するものである。
- ・積算条件説明書に記載した事項については、契約条件とはならないため、原則、設計変更の対象とはならない。

【諸経費関係】

- ・建設技能労働者や交通誘導員等の現場労働者にかかる経費として、労務費のほか各種経費（法定福利費の事業者負担額、労務管理費、安全訓練等に要する費用等）が必要であり、本積算ではこれらを現場管理費等の一部として率計上している。

【安全対策関係】

- ・本工事において、交通誘導員の延べ人数は、積算上下記のとおりとしているが、受注者の提示する内容と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や施工数量の変更、警察等関係機関との協議結果等、受注者の責めによるべきものではない事項についてはこの限りではないが、監督員と協議し必要性が認められる場合は設計変更の対象とする。

- ・延べ人数 交通誘導員A 0人・日
 交通誘導員B 21人・日

工事標示板記載例

114cm

ご迷惑をおかけします

〇〇〇工事中

工事名 〇〇〇工事

場 所 宇佐市〇〇〇番地内から
宇佐市〇〇〇番地内まで

令和〇〇年〇〇月〇〇日

発注者 宇佐市〇〇部〇〇課
電話 ****-**-****

施工者 〇〇〇建設株式会社

140cm

114cm

ご迷惑をおかけします

〇〇〇工事を
しています。

令和〇年〇月〇日まで

〇 〇 〇 〇 工 事

発注者 宇佐市〇〇部〇〇課
電話 ****-**-****

施工者 〇〇〇建設株式会社

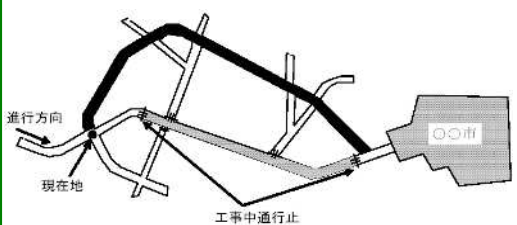
140cm

迂回路標示板記載例

110cm

← まわり道 450M

150M先〇〇〇工事につき




宇 佐 市 〇 〇 部 課
□ □ □ □

140cm

110cm

まわり道 450M →

この先、〇〇〇工事につき



宇 佐 市 〇 〇 部 課
□ □ □ □

140cm

工事予告標示板記載例

予 告	
ご通行中のみなさまへ	
令和●年●月●日(●)から	
令和●年●月●日(●)まで	
片側交互通行	
時間帯 ●●:●●~●●:●●	
○○○○工事	
工事中ご迷惑をお掛けしますが、ご協力をお願いします。	
発注者	宇佐市役所
	○○部 ○○課
電話	***-***-***
施行者	●●建設株式会社
電話	***-***-***

リサイクル計画書【積算段階】

工事発注時に積算担当者が作成し、設計図書に添付する

1. 事業（工事）概要

※着色セル以外に記入する

発注機関名	宇佐市	工事名	令和2年度 道適管（2工区）豊幡線舗装工事
工事施工場所	宇佐市大字大塚	工事概要等	施工延長L=470.0m A=2850m ² 幅員W=6.0~6.1m

2. 建設資材利用計画

建設資材	①利用量	②現場内利用	③再生材利用可能量（又は流用土）	④新材利用量	⑤再生資源利用率 (②+③) / ① × 100	備考 (⑤100%未満の理由)
土 砂	m ³	m ³	m ³	0 m ³	— %	
砕 石	m ³	m ³	m ³	0 m ³	— %	
アスファルト混合物	270 t	t	270 t	0 t	100.0 %	
	t	t	t	0 t	— %	
	t	t	t	0 t	— %	

※ 最下段には、その他の再生資材を使用する場合に記入する。

3. 建設副産物搬出計画

建設副産物の種類	⑥発生量	⑦現場内利用量	⑧他工事（仮置含む）排出量	⑨再資源化施設排出量	⑩最終処分量	⑪現場内利用率⑦/⑥*100	⑫再資源化率 (⑦+⑧+⑨)/⑥*100	目標	備考 (目標未達成理由)
建設発生土	第1種 建設発生土	m ³	m ³	m ³	0 m ³	— %	— %	—	
	第2種 建設発生土	m ³	m ³	m ³	0 m ³	— %	— %	—	
	第3種 建設発生土	m ³	m ³	m ³	0 m ³	— %	— %	—	
	第4種 建設発生土	m ³	m ³	m ³	0 m ³	— %	— %	—	
	泥土（浚渫土）	m ³	m ³	m ³	0 m ³	— %	— %	—	
合計	0 m ³	0 m ³	0 m ³	0 m ³	0 m ³	— %	— %	—	再利用受入れ先なし
コンクリート塊	t	t	t	t	0 t	— %	— %	—	
アスファルト・コンクリート塊	270 t	t	t	270 t	0 t	0 %	100 %	○	
建設発生木材	t	t	t	t	0 t	— %	— %	—	
建設汚泥	t	t	t	t	0 t	— %	— %	—	

※ 建設発生土の区分（既存資料等から判断するもとする）

- ①第1種建設発生土・・・砂、礫及びこれらに準ずるもの。
- ②第2種建設発生土・・・砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの。
- ③第3種建設発生土・・・通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの。
- ④第4種建設発生土・・・粘性土及びこれらに準ずるもの。（第3種建設発生土を除く）
- ⑤泥土（浚渫土）・・・浚渫土のうち概ねq c 2以下のもの。

※ 建設発生木材の中には、伐開除根材及び剪定材を含む。

※ 利用・搬出可能量は、現時点で算出可能なものを記載する。

※ 建設発生土の排出について、民地等の受入れがある場合は⑧他工事排出量とする。

※積算とリンクさせる。

※地山土量とする。

上表備考(目標未達成理由)が「その他」の理由	
①	—
②	—
③	—
④	—
⑤	—

※ ⑩は最終処分場へ排出する場合のみに発生する。

※ 建設副産物の搬出計画について、基本的には全量を再利用することを原則として計画する。

工事に使用する材料及び製品の使用承諾について

1. 生コンクリートの使用承諾は、表1によるものとする。

生コンクリートの使用承諾時の添付書類(表1)

添付書類	JIS表示認証取得工場			JISA5308 以外のコンクリート 又は非JIS工場 (注3)
	監査会議 「合格証」 交付工場	工事検査室 「確認済証」 交付工場	合格証及び 確認済証の 未交付工場	
合格証、確認済証の写し	○	○		
JIS表示認定証の写し			○	
配合計画書(配合計算書を含む)	○	○	○	○
過去6ヶ月間の品質管理資料 (注1)			○	○
IQC(工場標準化品質管理 推進責任者)、コンクリート 技士及び主任技士の資格証等 の写し			○	○
材令28日の圧縮強度試験成 績書(注2)				○

合格証とは、大分県生コンクリート品質管理監査会議が監査を実施し、合格した工場に交付されるものである。(県外の監査合格工場で審査委員会で認められた工場は、当該県の監査合格証とする。)

確認済証とは、「大分県土木建築部及び農林水産部が発注する工事に使用する生コンクリートの工場検査要領」第6条に基づいて交付されるものである。

注1. 前記「工場検査要領」第3条(2)のうち、次に掲げる項目とする。

骨材、セメント及び混和剤の試験成績書

アルカリシリカ反応の試験成績書

圧縮強度、スランプ、空気量及び塩化物含有量の試験結果、X-R管理図及びヒストグラム

ただし、過去6ヶ月間に試験が行われなかった項目は、最新の試験成績書とする。

注2. 試験練りで作成した供試体について、県の定める公的試験場での試験、又は監督員立会による工場での試験によること。

注3. JISA5308以外のコンクリート又は非JIS工場で製造されるコンクリートについて、以下の手順に従って監督員の確認を得るものとする。

- ・ 施工計画書に試験練り及び試験方法を記載
- ・ 配合設計の提出
- ・ 骨材試験成績書、セメント試験成績書、コンクリート用化学混和剤試験成績書の提出
- ・ 試験練り(監督員立会)
- ・ スランプ、空気量、圧縮強度試験及び塩化物含有量の各試験
- ・ 材令28日の圧縮強度試験(上記注2. による)
- ・ 現場搬入時のスランプ、空気量、及び塩化物含有量の各試験、及び供試体の採取

なお、合格証及び確認済証を交付された工場においては、土木工事共通仕様書第1編「共通編」3-3-2「工場の選定」の2. に規定する「配合の臨場」を省略できるものとする。

2. コンクリート二次製品の使用承諾は、表2によるものとする。

コンクリート二次製品の使用承認時の添付書類(表2)

添付書類	JIS表示工場			非JIS工場 及び 製品 (注5)
	検査済証交付工場		検査済証未 交付工場(注 4)及び製品	
	検査済証 交付製品	その他 の製品		
検査済証の写し	○			
JIS表示認定証の写し		○	○	
形状、寸法、重量、配筋等を 示す仕様及び図面	○	○	○	○
配合報告書(配合計算書を含む)	○	○	○	○
過去6ヶ月間の品質管理資料 (注1)		○	○	○
鉄筋ミルシート		○	○	○
製造過程写真(注2)				○
IQC(工場標準化品質管理 推進責任者)、コンクリート 技士及び主任技士の資格証等 の写し			○	○
材令28日の圧縮強度試験成 績書(注3)				○

検査済証とは、「大分県土木建築部が発注する工事に使用するコンクリート二次製品の工場検査要領」第6条に基づいて交付されるものである。

注1. 前記「工場検査要領」第3条(2)のうち、次に掲げる項目とする。

形状、寸法、重量及び強度試験結果
骨材、セメント及び混和剤の試験成績書、
アルカリシリカ反応の試験成績書
圧縮強度、スランプ、空気量及び塩化物含有量の試験結果、X-R管理図及びヒストグラム

ただし、過去6ヶ月間に試験が行われなかった項目は、最新の試験成績書とする。

注2. 配筋、型枠、コンクリート打設、養生、完成、保管状況を示す写真とする。

注3. 試験練りで作成した供試体について、県の定める公的試験場での試験、又は監督員立会による工場での試験によること。

注4. 検査済証が交付されていないJIS表示工場で製造されるコンクリート二次製品については、下記によるものとする。

① コンクリートについては、表1に掲げる過去6ヶ月間の品質管理資料を添付するものとする。

② 形状、寸法、外観及び重量の検査、並びに次に掲げる製品に相当するもの又はそれ以上の重要構造物の強度(載荷)試験又は破壊試験は、受注者が臨場して行うものとする。

- ・コンクリートブロック(抜き取りコアの圧縮強度試験)
- ・U型側溝、縁石、等(破壊試験)
- ・ボックスカルバート、自由勾配側溝、管渠型側溝、等(載荷試験)
- ・L型擁壁、等(載荷試験)

ただし、当該年度内に、大分県土木建築部の定める公的試験場が発行する試験書又は他の公共工事で発注者立会により行った試験結果書をもって試験に替えることができる。

注5 非JIS工場で製造するコンクリート二次製品については、下記によるものとする。

① コンクリートについては、第3項の「JISA5308以外のコンクリート又は非JIS工場で製造されるコンクリート」に準じるものとする。

② 製品の配筋検査及び製造過程の写真管理は、受注者が行うものとする。

③ 形状、寸法、外観及び重量の検査、並びに製品の強度試験又は破壊試験は、監督員が臨場して行うものとし、上記注4の②に準じるものとする。

3. 鋼材等の使用承諾は、以下によるものとする。

- ① 鉄筋コンクリート用棒鋼については、専門業者の加工工場で加工される場合を含め、受注者は、材料の加工場への搬入時に、材料に添付された製造番号等と品質証明書とを照合し、写真管理を行うものとする。
また、重要構造物に使用される材料の主要な部分等について、上記に示す材料に添付された製造番号等と品質証明書の照合及びその写真管理ができない場合に限り、監督員による抜取りを行い、大分県建設技術センターで引張試験、曲げ試験を行うものとする。
- ② 鋼管杭、鋼矢板及び構造用鋼材については、現場搬入時に材料に添付された製造番号等と品質証明書を照合し、写真管理を行うものとする。
ただし、使用数量が少ないなど上記の照合ができない場合はその限りでない。
- ③ その他の鋼材については、上記②によるものとする。

4. アスファルト混合物の使用承諾は、表－4によるものとする。

アスファルト混合物の使用承諾時の添付書類等(表－4)

添付書類等	事前審査制度認証混合物		左記の事前審査制度の認定証を受けていないアスファルト混合物(注3)
	(財)大分県建設技術センターの認定証(注1)	九州地方整備局長が指定した審査機関の認定証(注2)	
認定証の写し(材料承認で提出)	○	○	
(材料承認時)			
配合設計書(提出)			○
材料試験成績書(提出)			○
品質証明資料(提出)			○
試験練り報告書(提出) (注4)			○
(施工前)			
基準密度(提出)			○
排出時温度(提出)			○

(注1)(財)大分県建設技術センターの認定証とは、大分県アスファルト混合物事前審査要領に基づき、同センターが発行するものである。

(注2)九州地方整備局長が指定した審査機関の認定証とは、福岡県で国方式により実施されているアスファルト混合物事前審査制度による認定証を指す。
同認定証は、大分県アスファルト混合物事前審査要領第19条において、(財)大分県建設技術センターの認定証と同様のものとして取り扱うこととしている。

(注3)表－4中において、「左記の事前審査制度の認定証を受けていないアスファルト混合物」については、土木工事共通仕様書により材料承認時に配合設計書、材料試験成績書及び品質証明資料を監督員に提出し、承諾を得た後に試験練りを行う。また、施工前に基準密度、排出時温度について監督員の承諾を得なければならない。ただし、小規模工事(施工面積1,000m²未満)においては、過去1年以内の使用実績または定期試験による配合設計書、試験練り及び試験結果の提出により、工事毎の配合設計、試験練り及び基準密度の試験を省略することができる。

(土木工事共通仕様書 第3編 2-6-3、2-6-7の5)

(注4)試験練り報告書は自由様式とする。なお、耐流動性混合物は、(財)大分県建設技術センターでホイールトラッキング試験を行い、その試験書を添付する。

受注者各位へ

【 指 導 事 項 】

1:過積載防止対策について(共通仕様書第1編1-1-32)

受注者は、以下の事項について努めなければならない。

- ①工事用資機材、建設副産物等の積載超過をしないこと。
- ②過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- ③資材などの過積載を防止するため、資材の購入に当たっては、資材納入業者などの利益を不当に害しないこと。
- ④さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプトラック等が、工事現場に出入りしないようにすること。
- ⑤「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下「法」という。)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- ⑥下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全等に関する配慮に欠けるもの、または業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものに請け負わせないこと。また、資材を納入させないこと。
- ⑦①から⑥までのことについて、下請契約における受注者を指導すること。

2:不法無線の根絶について(共通仕様書第1編1-1-53)

工事を施工するに当たって、テレビ、電話、無線局などへの「電波障害」をおこす不法無線局(電波法に基づく免許を受けずに開設される無線局)は設置しないこと。
また不法無線局を設置したダンプトラックなどを使用しないこと。

3:工事中の安全確保について(共通仕様書第1編1-1-26)

受注者は、工事中の労働災害を防止するために、自ら安全管理の徹底を図り、労働災害防止の一層の推進を図ること。そのため、施工計画書において各現場に即した具体的な安全対策の計画を策定し、実施を図ること。

4:農地の一時転用に係る農地転用許可申請について(農地法)

受注者が任意の施工により、工事用道路や資材置き場として公共工事の施工区域外で、一時的に農地を利用する場合には、地権者との連名にて農地転用の許可申請が必要であるため、適切に許可申請を行うこと。

5:『大分県建設機械シートベルト着用運動』の実施について

受注者は『大分県建設機械シートベルト着用運動』実施要綱に基づき建設機械シートベルトの着用及び安全の見える化に努めること。

6:粉じん対策について(共通仕様書第1編1-1-51、粉じん障害防止規則)

受注者は、粉じん作業による労働者の健康障害を防止するため、契約図書に定める対策を実施するほか、健康診断の実施、就業場所の変更、作業の転換、作業時間の短縮その他健康管理のための適切な措置を講ずるよう努めること。

様式2・ロ 再生資源利用促進計画書 ー建設副産物搬出工事用ー

2.建設副産物搬出計画

建設副産物の種類	①発生量 (掘削等) =②+③+④	現場内利用			減量化		現場外搬出について								再生資源利用 促進率 (②+③+⑤) / ①(%)				
		用途	②利用量	うち現場内 改良分	減量法	③減量化量	搬出先名称	区分	施工条件 の内容	搬出先場所住所	運搬距離	搬出先の 種類	④現場外搬出量	うち現場内改良分		⑤再生資源 利用促進量			
特定 建設 資材 廃棄物	コンクリート塊	120.0 (トン)	3.埋戻	100.0 (トン)	0.0 (トン)			搬出先1	〇〇産業(株)	2.民間	2.B指定	44201.大分県 大分市大手町3-1-1	45 km	5.中間合外	20.0 (トン)	0.0 (トン)	20.0 (トン)	100.0%	
	建設発生木材A (柱、ボードなど木製資材 が廃棄物となったもの)							搬出先1					km						
								搬出先2					km						
	アスファルト・ コンクリート塊	100.0 (トン)						搬出先1	〇〇産業(株)	2.民間	1.A指定	44213.大分県 由布市大手町	30 km	4.中間合材	100.0 (トン)	0.0 (トン)	100.0 (トン)	100.0%	
								搬出先2					km						
	建設 廃棄物	その他がれき類						搬出先1					km						
建設発生木材B (立木、除根材などが廃 棄物となったもの)							搬出先1					km							
								搬出先2					km						
建設汚泥		10.0 (トン)	3.埋戻	10.0 (トン)	10.0 (トン)			搬出先1					km					100.0%	
								搬出先2					km						
金属くず								搬出先1					km						
								搬出先2					km						
廃塩化ビニル管 ・継手		(kg)						搬出先1					km						
								搬出先2					km						
廃プラスチック (塩化ビニル管・ 継手を除く)		(トン)						搬出先1					km						
								搬出先2					km						
廃石膏ボード		(トン)						搬出先1					km						
							搬出先2					km							
紙くず	(トン)						搬出先1					km							
							搬出先2					km							
アスベスト (飛散性)	(トン)						搬出先1					km							
							搬出先2					km							
その他の分別 された廃棄物	(トン)						搬出先1					km							
							搬出先2					km							
混合状態の廃棄物 (建設混合廃棄物)	(トン)						搬出先1					km							
							搬出先2					km							
建設 発生 土	第一種 建設発生土	2,000.0 (地山m3)						搬出先1		1.公共	1.A指定	44201.大分県 大分市	12 km	6.スト(決)	2,000.0 (地山m3)	0.0 (地山m3)	2,000.0 (地山m3)	100.0%	
	第二種 建設発生土	1,500.0 (地山m3)	4.他	1,000.0 (地山m3)	0.0 (地山m3)			搬出先1		2.民間	2.B指定	44201.大分県 大分市	6 km	14.受入(民)	500.0 (地山m3)	0.0 (地山m3)	0.0 (地山m3)	66.7%	
								搬出先2					km						
	第三種 建設発生土	500.0 (地山m3)						搬出先1		2.民間	2.B指定	44201.大分県 大分市	6 km	14.受入(民)	500.0 (地山m3)	0.0 (地山m3)	0.0 (地山m3)	0.0%	
								搬出先2					km						
	第四種 建設発生土							搬出先1					km						
							搬出先2					km							
浸透土 (建設汚泥を除く)	(地山m3)						搬出先1					km							
							搬出先2					km							
合計	4,000.0 (地山m3)		1,000.0 (地山m3)	0.0 (地山m3)										3,000.0 (地山m3)	0.0 (地山m3)	2,000.0 (地山m3)	75.0%		

様式2 再生資源利用促進実施書 ー建設副産物搬出工事用ー

2.建設副産物搬出実施

建設副産物の種類	①発生量 (掘削等) =②+③+④	現場内利用			減量化		現場外搬出について								再生資源利用 促進率 (②+③+⑤) / ①(%)		
		用途	②利用量	うち現場内 改良分	減量法	③減量化量	搬出先名称	区分	施工条件 の内容	搬出先場所住所	運搬距離	搬出先の 種類	④現場外搬出量	うち現場内改良分		⑤再生資源 利用促進量	
特定建設 資材 廃棄物	コンクリート塊	200.0 (トン)					搬出先1 ○○産業(株)	2.民間	2.B指定	44201.大分県 大分市大手町3-1-1	30 km	5.中間合外	200.0 (トン)	0.0 (トン)	200.0 (トン)	100.0%	
	建設発生木材A (柱、ボードなど木製資材 が廃棄物となったもの)						搬出先2										
							搬出先1										
	アスファルト・ コンクリート塊	150.0 (トン)						搬出先1 ○○産業(株)	2.民間	1.A指定	44201.大分県 大分市大手町	30 km	4.中間合材	150.0 (トン)	0.0 (トン)	150.0 (トン)	100.0%
								搬出先2									
	建設 廃棄物	その他がれき類						搬出先1									
建設発生木材B (立木、除根材などが廃 棄物となったもの)		40.0 (トン)					搬出先1 ○○産業(株)	2.民間	2.B指定	44201.大分県 大分市	30 km	7.単純焼却	40.0 (トン)		0.0 (トン)	0.0%	
							搬出先2										
建設汚泥		15.0 (トン)	3.埋戻	15.0 (トン)	10.0 (トン)		搬出先1									100.0%	
金属くず								搬出先1									
								搬出先2									
廃塩化ビニル管 ・継手		(kg)						搬出先1									
								搬出先2									
廃プラスチック (塩化ビニル管・ 継手を除く)		(トン)						搬出先1									
								搬出先2									
廃石膏ボード		(トン)						搬出先1									
								搬出先2									
紙くず	(トン)						搬出先1										
							搬出先2										
アスベスト (飛散性)	(トン)						搬出先1										
							搬出先2										
その他の分別 された廃棄物	(トン)						搬出先1										
							搬出先2										
混合状態の廃棄物 (建設混合廃棄物)	(トン)						搬出先1										
							搬出先2										
建設 発生 土	第一種 建設発生土	1,800.0 (地山m3)					搬出先1	1.公共	1.A指定	44201.大分県 大分市	12 km	6.スト(決)	1,800.0 (地山m3)	0.0 (地山m3)	1,800.0 (地山m3)	100.0%	
	第二種 建設発生土	1,700.0 (地山m3)	4.他	1,000.0 (地山m3)	0.0 (地山m3)		搬出先2										
							搬出先1	2.民間	2.B指定	44201.大分県 大分市	6 km	14.受入(民)	700.0 (地山m3)	0.0 (地山m3)	0.0 (地山m3)	58.8%	
	第三種 建設発生土	450.0 (地山m3)						搬出先2									
								搬出先1	2.民間	2.B指定	44201.大分県 大分市	6 km	14.受入(民)	450.0 (地山m3)	0.0 (地山m3)	0.0 (地山m3)	0.0%
	第四種 建設発生土	100.0 (地山m3)						搬出先1	2.民間	2.B指定	44201.大分県 大分市	6 km	14.受入(民)	100.0 (地山m3)	0.0 (地山m3)	0.0 (地山m3)	0.0%
搬出先2																	
渡土 (建設汚泥を除く)	(地山m3)						搬出先1										
搬出先2																	
合計	4,050.0 (地山m3)		1,000.0 (地山m3)	0.0 (地山m3)									3,050.0 (地山m3)	0.0 (地山m3)	1,800.0 (地山m3)	69.1%	

現 場 説 明 書

施工条件明示		下記項目、事項のうち○印該当欄は、工事施工にあたって制約等を受けることになるので参考のため明示する。なお、明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生した時は、発注者と協議し適切な措置を講じるものとする。	
明示項目		明示項目	制約条件等
I	工程関係	1	関連する別途発注工事あり ア. 工種 () イ. 着工予定 ()
		2	施工時期の制約、施工方法の制限あり ア. 工種 () イ. 期間 () ウ. 方法 ()
		4	その他 () 洪水期に施工する場合は、河積を阻害するなど流水の支障となるような行為をしないこと。
II	用地関係	1	用地・補償物件等の未処理部分あり ア. 区間 (No. ~No.) イ. 処理見込時期 (年 月)
		2	仮設ヤード等の使用条件あり ア. 場所 () イ. 期間 ()
		3	その他 ()
III	公害関係	1	ア. 騒音 イ. 振動 ウ. 水質 エ. その他 () オ. 施工方法 () カ. 作業時間 ()
			2
		3	その他 ()
IV	安全対策関係	1	近接作業制限あり () ア. 工法制限あり () イ. 作業時間制限あり ()
		2	発破作業制限あり ア. 防護工法指定あり () イ. 作業時間制限あり ()
		3	交通整理員等の配置 ア. 配置人員 (人) イ. 作業時間帯 (昼間 ・ 夜間 ・ 24H) ウ. 交代要員 (有 ・ 無) エ. 期間 (日・月)
		4	その他 ()

V	工事用道路関係	1	一般道路（搬入路）の使用制限あり	ア. 搬入経路指定あり（ ） イ. 作業時間制限あり（ ）
		2	一般道路の占有可能	ア. 全面占有可（ ） イ. 片側占有可（ ） ウ. 時間制限あり（ ）
		3	仮設道路の設置条件あり	ア. 一般交通供用あり（ ） イ. 安全施設必要（ ） ウ. 路面工（工種 ） エ. 工事完了後存置（ ）
		4	その他（ ）	
VI	仮設備関係	1	仮設物の指定または一部指定	ア. 工種（ ）
		2	仮設構造物の転用、兼用あり	ア. 仮設構造物（ ）
		3	その他（ ）	
VII	残土・産業廃棄物関係	1	残土の処理条件あり	ア. 場所（ ） イ. 運搬距離（ km） ウ. 投棄料計上あり エ. 押土、整地必要
		2	産業廃棄物の処理条件あり	ア. 種類（ ） イ. 運搬距離（ km）
		3	その他（ ）	
VIII	工事支障物件等	1	占有支障物件あり	ア. 電気 イ. 電話 ウ. 水道 エ. 下水道 オ. （ ） カ. 移設、撤去、防護方法等（ ）
		2	新設占有物件と重複工事あり	ア. 電気 イ. 電話 ウ. 水道 エ. 下水道 オ. （ ） カ. 内容（ ）
		3	その他（ ）	
IX	排水工 （濁水処理含）	1	濁水、湧水等の処理条件あり	ア. 方法（ ）
		2	その他（ ）	

X	薬液注入関係	1	施工、管理方法の条件あり	ア. 施工区分 () イ. 注入材料及び注入量 () ウ. 施工範囲 () エ. その他 ()
XI	その他	1	現場発生材あり	ア. 品名 () イ. 納入場所 ()
		2	支給品あり	ア. 品名 () イ. 納入場所 ()
		3	関係機関、自治会等の条件あり	ア. 内容 () イ. 該当工種 () ウ. 条件等 () エ. その他 ()
		4	その他 ()	

令和 2 年度

令和2年度 道適管(2工区)豊幡線舗装工事

実施設計書

宇佐市

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
舗装工事01	1	式				
舗装	1	式				
舗装工	1	式				
構造物取壊	1	式				
舗装版切断 アスファルト舗装版 15cm以下	6	m			P 1号	
路面切削 全面切削6cm以下(4000m2以下)	2,850	m2			P 2号	段差すりつけ撤去作業無
殻運搬(路面切削) DID区間無	114	m3			P 3号	運搬距離2.0km以下 タヤ損耗費(良好)含む
処分費 アスファルト(切削) (株)イーアール	268	t				宇佐
路盤工	1	式				
路上路盤再生工 20cm以下	690	m2			施 1号	養生工無
アスファルト舗装工	1	式				
表層(車道・路肩部) 1層当り仕上厚40mm 再生密粒度アスコン(13)	2,160	m2			P 4号	平均幅員3.0m超 タックコート 締固密度2.35

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
表層(車道・路肩部) 1層当り仕上厚40mm 再生密粒度7スコン(13)	690	m2			P 5号	平均幅員3.0m超 プライムコート 締固密度2.35
区画線工	1	式				
外側線 塗布厚1.5mm 白	940	m			施 2号	昼間 時間制約無
中央線 塗布厚1.5mm 黄 鉛・コムフリー	470	m			施 3号	昼間 時間制約無
停止線 塗布厚1.5mm 白	11	m			施 4号	昼間 時間制約無
横断歩道 塗布厚1.5mm 白	39	m			施 5号	昼間 時間制約無
路面表示 予告 塗布厚1.5mm 白	132	m			施 6号	昼間 時間制約無
路面表示 文字 塗布厚1.5mm 黄 鉛・コムフリー	40	m			施 7号	昼間 時間制約無
仮設工	1	式				
交通誘導警備員B	21	人日			施 8号	
直接工事費計						
共通仮設費計	1	式				

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
共通仮設費(積上げ)	1	式				
運搬費	1	式				
貨物自動車による運搬(1車1回) 往復 30t車 片道運搬距離60km 路面切削機	1	台			施 9 号	特大品
共通仮設費(率化)	1	式				
共通仮設費率分	1	式				
純工事費	1	式				
現場管理費	1	式				
工事原価	1	式				
一般管理費等	1	式				
工事価格	1	式				
消費税等相当額	1	式				
合計						

【 第 1 号 施工単価表 】						
路上路盤再生工 20cm以下 (養生工無 ,)						100 m2 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
土木一般世話役		人				
普通作業員		人				
添加剤 セメント系 発塵抑制型	536	kg				建物と積算資料の平均
アスファルト乳剤 混合用 M・K1 2 3	1.082	t				
スタビライザ運転 路盤再生用 幅2.0m深0.4m		日				
モータグレーダ運転 幅3.1m		日				排対型:1次基準
ロードローラ運転 マダム10~12t 締固め幅2.1m		日				排対型:1次基準
タイヤローラ運転(賃料) 8~20t		日				排対型:1次基準
諸 雑 費 (率+丸め)		%				労務、損料、運転経費の%
計						
単位当たり						

【 第 2 号 施工単価表 】						
外側線 塗布厚1.5mm 白 (昼間 時間制約無 ,)						1,000 m 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
区画線工 熔融式(手動) 昼間施工 実線 15cm 時間的制約なし	1,000	m				供用区間 手間のみ
路面標示用塗料 熔融型 白	570	kg				JIS K 5665 3種
ガラスビーズ JIS R 3301 1号	25	kg				
プライマー 区画線用	25	kg				
軽油 パトロール給油		l				
諸 雑 費 (率+丸め)		%				材料費の%
計						
単位当たり						

【 第 3 号 施工単価表 】						
中央線 塗布厚1.5mm 黄 鉛・クロムフリー (昼間 時間制約無)						1,000 m 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
区画線工 溶解式(手動) 昼間施工 実線 15cm 時間の制約なし	1,000	m				供用区間 手間のみ
路面標示用塗料 溶解型 黄(鉛・クロムフリー対応型)	570	kg				JIS K 5665 3種
ガラスビーズ JIS R 3301 1号	25	kg				
プライマー 区画線用	25	kg				
軽油 ハトール給油		l				
諸 雑 費 (率+丸め)		%				材料費の%
計						
単位当たり						

【 第 4 号 施工単価表 】						
停止線 塗布厚1.5mm 白 (昼間 時間制約無 ,)						1,000 m 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
区画線工 溶解式(手動) 昼間施工 実線 45cm 時間の制約なし	1,000	m				供用区間 手間のみ
路面標示用塗料 溶解型 白	1,700	kg				JIS K 5665 3種
ガラスビーズ JIS R 3301 1号	75	kg				
プライマー 区画線用	75	kg				
軽油 ハトール給油		l				
諸 雑 費 (率+丸め)		%				材料費の%
計						
単位当たり						

【 第 5 号 施工単価表 】						
横断歩道 塗布厚1.5mm 白 (昼間 時間制約無)						1,000 m 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
区画線工 溶解式(手動) 昼間施工 実線 45cm 時間的制約なし	1,000	m				供用区間 手間のみ
路面標示用塗料 溶解型 白	1,700	kg				JIS K 5665 3種
ガラスビーズ JIS R 3301 1号	75	kg				
プライマー 区画線用	75	kg				
軽油 ハトル給油		l				
諸 雑 費 (率+丸め)		%				材料費の%
計						
単位当たり						

【 第 6 号 施工単価表 】						
路面表示 予告 塗布厚1.5mm 白 (昼間 時間制約無 ,)						1,000 m 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
区画線工 熔融式(手動) 昼間施工 矢印記号文字15cm換算 時間的制約なし	1,200	m				供用区間 手間のみ
路面標示用塗料 熔融型 白	684	kg				JIS K 5665 3種
ガラスビーズ JIS R 3301 1号	30	kg				
プライマー 区画線用	30	kg				
軽油 ハトール給油		l				
諸 雑 費 (率+丸め)		%				材料費の%
計						
単位当たり						

【 第 7 号 施工単価表 】						
路面表示 文字 塗布厚1.5mm 黄 鉛・クロムフリー (昼間 時間制約無 ,)						1,000 m 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
区画線工 熔融式(手動) 昼間施工 矢印記号文字15cm換算 時間的制約なし	1,200	m				供用区間 手間のみ
路面標示用塗料 熔融型 黄(鉛・クロムフリー対応型)	684	kg				JIS K 5665 3種
ガラスビーズ JIS R 3301 1号	30	kg				
プライマー 区画線用	30	kg				
軽油 ハトール給油		l				
諸 雑 費 (率+丸め)		%				材料費の%
計						
単位当たり						

【 第 1 号 施工パッケージ 】							
舗装版切断 アスファルト舗装版 15cm以下							1 m 当り
名 称 ・ 規 格	金額構成比 (%)	金 額	構成比 (%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	摘 要
【機械】							
コンクリートカッタ[ハキューム式・湿式] 切削深20cm級 ブレード径56cm							
その他(機械)							
【労務】							
特殊作業員							
土木一般世話役							
普通作業員							
その他(労務)							
【材料】							
コンクリートカッター(ブレード) φ22インチ(55cm)							
ガソリン レギュラー(スタンド渡し)							
その他(材料)							

【 第 2 号 施工パッケージ 】							
路面切削 全面切削6cm以下(400m2以下)							1 m2 当り
(段差すりつけ撤去作業無,)							
名 称 ・ 規 格	金額構成比 (%)	金 額	構成比 (%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	摘 要
【機械】							
路面切削機[ホイール式・廃材積込装置付・排対:3] 切削幅2.0m 深23cm							
路面清掃車[ブラシ・四輪式] ホッパ容量1.5m3							
その他(機械)							
【労務】							
普通作業員							
土木一般世話役							
特殊作業員							
運転手(特殊)							
その他(労務)							
【材料】							
軽油 パトロール給油							

【 第 3 号 施工パッケージ 】							
殻運搬(路面切削) DID区間無 (運搬距離2.0km以下 , タイヤ損耗費(良好)含む)							1 m3 当り
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	摘 要
【機械】							
ダンプトラック[オンロード・ディーゼル] 10t積級							
【労務】							
運転手(一般)							
【材料】							
軽油 バトロール給油							
【端数調整】							
[条件]							
[J1] = 1 DID区間の有無 無			[J2] = 5	運搬距離 2.0km以下			
[J5] = 1 費用の内訳(1日未満施工使用時) 全ての費用							

【 第 4 号 施工パッケージ 】							
表層(車道・路肩部) 1層当り仕上厚40mm 再生密粒度アスコン(13) (平均幅員3.0m超 ,タックコート 締固密度2.35)							1 m2 当り
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	摘 要
【機械】							
アスファルトフィニッシャ賃料 ホイール型 舗装幅2.3~6.0m							
ロードローラ賃料 マダム 10~12t							
タイヤローラ賃料 8~20t							
その他(機械)							
【労務】							
普通作業員							
特殊作業員							
運転手(特殊)							
土木一般世話役							
その他(労務)							
【材料】							

【 第 4 号 施工パッケージ 】 (続 き) 表層(車道・路肩部) 1層当り仕上厚40mm 再生密粒度アスコン(13) (平均幅員3.0m超 ,タックコート 締固密度2.35)							
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	摘 要
再生密粒度アスコン(20・13) アスファルト量5～7%							
アスファルト乳剤 浸透用 P・K3 4							
軽油 パトロール給油							
その他(材料)							
【端数調整】							
[条件]							
[J1] = 4 平均幅員 3.0m超			[J2] = 40.000 mm				1層当り平均仕上り厚
[A1] = 12 材料 再生密粒度アスコン(13)			[J4] = 1	瀝青材料種類 タックコート PK-4			
[J6] = 1 費用の内訳(1日未満施工使用時) 全ての費用			[yA] = 1	アスコン夜間単価区分 夜間単価無し			

1 m2 当り

【 第 5 号 施工パッケージ 】							
表層(車道・路肩部) 1層当り仕上厚40mm 再生密粒度アスコン(13) (平均幅員3.0m超 , フライムコート 締固密度2.35)							1 m2 当り
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	摘 要
【機械】							
アスファルトフィニッシャ賃料 ホイール型 舗装幅2.3~6.0m							
ロードローラ賃料 マダム 10~12t							
タイヤローラ賃料 8~20t							
その他(機械)							
【労務】							
普通作業員							
特殊作業員							
運転手(特殊)							
土木一般世話役							
その他(労務)							
【材料】							

【 第 5 号 施工パッケージ 】 (続 き)							
表層(車道・路肩部) 1層当り仕上厚40mm 再生密粒度アスコン(13) (平均幅員3.0m超 ,プライムコート 締固密度2.35)							1 m2 当り
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	摘 要
再生密粒度アスコン(20・13) アスファルト量5～7%							
アスファルト乳剤 浸透用 P・K3 4							
軽油 パトロール給油							
その他(材料)							
【端数調整】							
[条件]							
[J1] = 4 平均幅員 3.0m超			[J2] = 40.000 mm	1層当り平均仕上り厚			
[A1] = 12 材料 再生密粒度アスコン(13)			[J4] = 3	瀝青材料種類 プライムコート PK-3			
[J6] = 1 費用の内訳(1日未満施工使用時) 全ての費用			[yA] = 1	アスコン夜間単価区分 夜間単価無し			

数量総括表

構造物撤去工

細 別	算 式	数 量
舗装版切断		
	アスファルト舗装版 t=15cm以下 終点 $L = 6.0 =$	6.0 m
路面切削	切削厚 t=4cm $A = 2854.0 =$	2854.0 m ²
	切削殻 切削面積 切削厚 $V = 2854.0 \times 0.04 =$	114.2 m ³
アスファルト殻(切削) 切削面積 切削厚 $M = (2854.0 \times 0.040) \times 2.35 =$		268.3 t

構造物撤去工計算書

路面切削(t=4cm)

測 点	距 離	当 初			測 点	距 離	変 更		
		長 さ	平 均	面 積			長 さ	平 均	面 積
No. 21									
	10.000								
No. 21 + 10.000		6.10							
	10.000		6.100	61.00					
No. 22		6.10							
	20.000		6.100	122.00					
No. 23		6.10							
	20.000		6.100	122.00					
No. 24		6.10							
	20.000		6.100	122.00					
No. 25		6.10							
	20.000		6.100	122.00					
No. 26		6.10							
	20.000		6.100	122.00					
No. 27		6.10							
	20.000		6.100	122.00					
No. 28		6.10							
	20.000		6.100	122.00					
No. 29		6.10							
	20.000		6.100	122.00					
No. 30		6.10							
	20.000		6.100	122.00					
No. 31		6.10							
	20.000		6.100	122.00					
No. 32		6.10							
	20.000		6.100	122.00					
No. 33		6.10							
	20.000		6.100	122.00					
No. 34		6.10							
	20.000		6.100	122.00					
No. 35		6.10							
	20.000		6.100	122.00					
No. 36		6.10							
	20.000		6.100	122.00					
No. 37		6.10							
	20.000		6.100	122.00					
No. 38		6.10							
	20.000		6.050	121.00					
No. 39		6.00							
	5.000		6.000	30.00					
No. 39 + 5.000		6.00							
	15.000		6.000	90.00					
No. 40		6.00							
小 計	380.000			2,254.00					

工 装 舖

アスファルト舗装工

細 別	算 式	数 量
路上路盤再生		
	改良深 t=10cm	
	A = 690.0 =	690.0 m ²
	セメント量(100㎡当り) : 100 * 0.10 * 2.1 * 2.5% * 1.02 =	0.536 t
	乳剤(100㎡当り) : 100 * 0.10 * 2.1 * 5.0% * 1.03 =	1.082 t
表層	表層 密粒度再生アスコン φ13 t=4cm	
	A = 2164.0 =	2164.0 m ²
表層	表層 密粒度再生アスコン φ13 t=4cm 路上再生分	
	A = 690.0 =	690.0 m ²

区 画 線 工

区画線工延長計算書

種別	停止線（白色 実線 45cm）					
	当初設計			変更設計		
施	測点	左右	延長	測点	左右	延長
	No, 22		左	2.7		
		右	2.7			
No, 39		左	2.7			
		右	2.7			
合計		m	10.8			

区画線工延長計算書

種別	中央線 (黄色 実線 15cm)						
	当初設計			変更設計			
	測点	左右	延長	測点	左右	延長	
施 工 区 間	No, 21 + 10.0 ~	左	470.0				
	No, 45						
	合計		m	470.0			

交通誘導員算定表

費目・工種・種別・細目	設計数量	対象数量	単位	施工量	施工量単位	施工日数	補正日数	基準・特記事項	施工量算出方法	コード
舗装工	1	1	式							V
構造物取壊	1	1	式							W
舗装版切断 アスファルト舗装版 15cm以下	6	6	m	230	m/日	0.03		土木工事標準歩掛 IV-3-③-1		SP430510-0001
路面切削 全面切削6cm以下(4000m2以下) 段差すりつけ撤去作業無	2,850	2,850	m2	1,400	m2/日	2.04		土木工事標準歩掛 IV-3-①-1		SP430010-0003
路盤工	1	1	式							W
路上路盤再生工 20cm以下 養生工無	690	690	m2	790	m2/日	0.87		土木工事標準歩掛 IV-3-⑤-3		S430710-0003
アスファルト舗装工	1	1	式							W
表層(車道・路肩部) 1層当り仕上厚40mm 再生密粒度アスコン(13) 平均幅員3.0m超 タックコート 締固密度2.35	2,160	2,160	m2	2,300	m2/日	0.94		土木工事標準歩掛 IV-1-②-1		SP410260-0001
表層(車道・路肩部) 1層当り仕上厚40mm 再生密粒度アスコン(13) 平均幅員3.0m超 プライムコート 締固密度2.35	690	690	m2	2,300	m2/日	0.30		土木工事標準歩掛 IV-1-②-1		SP410260-0002

交通誘導員算定表

費目・工種・種別・細目	設計数量	対象数量	単位	施工量	施工量単位	施工日数	補正日数	基準・特記事項	施工量算出方法	コード
区画線工	1	1	式							W
外側線 塗布厚1.5mm 白 昼間 時間制約無	940	940	m	1,000	m/日	0.94		土木工事標準歩掛 VI-1-①-1		S821210-0005
中央線 塗布厚1.5mm 黄鉛・コムリ 昼間 時間制約無	470	470	m	1,000	m/日	0.47		土木工事標準歩掛 VI-1-①-1		S821210-0006
停止線 塗布厚1.5mm 白 昼間 時間制約無	11	11	m	550	m/日	0.02		土木工事標準歩掛 VI-1-①-1		S821210-0011
横断歩道 塗布厚1.5mm 白 昼間 時間制約無	39	39	m	550	m/日	0.07		土木工事標準歩掛 VI-1-①-1		S821210-0008
路面表示 予告 塗布厚1.5mm 白 昼間 時間制約無	132	132	m	400	m/日	0.33		土木工事標準歩掛 VI-1-①-1		S821210-0003
路面表示 文字 塗布厚1.5mm 黄鉛・コムリ 昼間 時間制約無	40	40	m	400	m/日	0.10		土木工事標準歩掛 VI-1-①-1		S821210-0002
仮設工	1	1	式							W
小計						6.110		端数調整 切り上げ 7.000		
合計						7				